

『令集解』に於ける「此間」についての一考察

川 北 靖 之

はじめに

「此間」という言葉は、現代では「此の間」と書いて、このごろ、近頃、先頃、過日といった意味で使われるのが一般的である。時間的に比較的近い過去を指し示す言葉であると考えて良いであろう。日本語の「此間」を「このあいだ」と読む場合には、時系列に於いて理解するのが、一般的であろう。しかしまた、この読みの場合でも、二つの地点の間という理解も可能であり、地理的な隔たりを言うこともある。諸橋轍次著『大漢和辞典』を見ると、「此間」の語彙が採用されており、「コノカン」の読みがつけられている。意味としては、こちら、当方、このあたりの三つが採用されている。用例として、李滉（退溪）の『答李大成』に見える「但此間禾穀似難於豊穰」が引用されている。ここでは「このあたり」という意味で用いられていると見て良いであろう。漢語としての「此間」は「コノカン」と読み、主として地理的概念を意味する言葉であったと考えられる。

平安時代の明法家惟宗直本の著した私撰の日本令注釈書『令集解』^{〔1〕}は、現存する部分で「此間」の見える箇所を数え、一、職員令17雅楽寮条、二、戸令28七出条、三、戸令31段妻祖父母条、四、戸令32鰥寡条、五、学令02大学生条、六、選叙令22職事官患解条、七、継嗣令02継嗣条、八、禄令編目名、九、宮衛令04開閉門条、十、衣服令05朝服条、十一、衣服令13武官礼服条、十二、宮繕令17堤内外条、十三、公式令42給駅伝馬条、十四、厩牧令06牧牝馬条、十五、厩牧令24關遺物条、十六、仮寧令10官人遠任条、十七、喪葬令07官人從征条、十八、喪葬令08親王一品条、十九、喪葬令13身喪戸絶条の十九ヶ条二十二ヶ条所である。

本稿では、「此間」の用語に焦点を当てて、奈良・平安時代前後に於ける漢語の用法について考えてみたいと思う。

注

(1) 新訂増補国史大系本『令集解』、以下引用する同書の頁数は引用史料の後に()で示す。本稿中に用いた『令集解』本文は、基本的に新訂増補国史大系本『令集解』を用いたが、吉村武彦氏を中心とする明治大学日本古代学研究所の令集解データベース鷹司家本『令集解』(URL: http://www.kisc.meiji.ac.jp/~mekodai/obj_ryoshuge.html)を大いに活用させて頂いた。厚く御礼申し上げます。『令集解』のテキストや注釈書については、皆川完一・山本信吉編『国史大系書目解題 下巻』(平成一三年、吉川弘文館刊)を参照。令集解全編を解読するにあたり、参考となる主要な書籍を以下に掲げておく。江戸時代のものとしては、文政年中に、河村秀根、稲葉通邦、神村正鄰、石原正明等による研究会の成果が『講令備考』(続群書類従完成会発行『続々群書類従第六法制部1』所収)としてまとめられている。また神宮祠官園田守良の著書で、天保年間に成立した『新釈令義解上巻・下巻』(昭和四九年、汲古書院刊)、幕末に刊行された近藤芳樹の著書『標注令義解校本』などがある。明治以後のものとしては、三浦周行、瀧川政次郎共編『定本令集解釈義』(昭和六年、内外書籍刊。なお本書は、物集高見編『新註皇學叢書』第二巻令集解の別刷りである。また本書は昭和五七年に、瀧川政次郎氏の序並びに解説を附して、国書刊行会から再刊されている。)、會田範治著『註解養老令』(昭和三九年、有信堂刊)、日本思想大系『律令』(昭和五一年、岩波書店刊)等がある。

一、職員令17雅楽寮条

職員令は官司ごとに官名、定員、職掌などを規定しているが、雅楽寮に関して規定したのが本条である。ここには、雑楽師などの定員その他が規定されているが、その令本文に「舞師四人」「舞生百人」「笛師二人」「笛生六人」「笛工八人」とある。この本文に対する『令集解』冒頭には、例の如く『令義解』が引用されている。今、その部分を次に引用する。

謂。供此間樂而吹笛者。其唐国以下諸樂者。吹笛之人。各在其樂生中也。(八九頁)

以上であるが、ここに「此間」の用語が見えるのである。「笛工八人」に続く本条令本文に、「唐樂師十二人」「樂生十人」「高麗樂師四人」「樂生二十人」「百濟樂師四人」「樂生二十人」「新羅樂師四人」「樂生二十人」と見えている。ここに引用した『令義解』冒頭の意味は、「謂う心は、此間の樂に供して笛を吹く者を謂う。」となる。これは、「笛生六人」「笛工八人」に対する解釈ということになる。後半の意味は、「其の唐国以下の諸樂（高麗樂・百濟樂・新羅樂）では、笛を吹く人は、それぞれ其の樂生の中に在るなり。」となる。以上、この部分全体の意味を考慮すると、本条に見える「此間」は、唐国・高麗国・百濟国に対する語彙として登場していることが判明するのである。即ち、「此間」は「日本国」を意味すると考えて差し支え無いであろう。

二、戸令28七出条

本条は、夫が妻を一方的に離縁出来る七つの事由などについて規定している。またその後半では、離縁出来ない三つ

の事由についても規定している。離縁する場合には、夫が「手書」して妻を棄てるが、若しも夫が書を解しない場合には、指を畫して記となす。その意味は、夫が離縁狀を書けない場合には、自著の代わりに書面に食指を置いて、その先端と各関節の位置を記して署名の代わりとした。本条関連部分の令本文は、「若不解書。畫指為記。」である。この本文に対して、『令集解』では、大宝令の注釈書である「古記」が引用されている。次にそれを引用する。

古記云。謂夫不解寫書。質他人合作牒狀。年月日下。夫姓名注付。食指点署。但食指為記法用。此間与本令異耳。其記文送里長也。(三〇六頁)

古記の内容は、およそ次の通りの意味であろう。「謂う心は、夫が寫書を解しない場合は、他人を質して牒狀を作らしむ。年月日の下に夫の姓名を注し付ける。そして自署の代わりに食指を点署す。但、食指を記法の用となす。此間は、本令と異なるのみ。其の記文は里長に送るなり。」ここに「此間」が見えるが、この語彙は直後にある「本令」と対句となっている。本令とは、『令集解』に於いて「唐令」を意味するから、ここでの「此間」は、やはり日本を意味すると考えられる。

因みに、日本思想大系「律令」本条の補注(五六四頁)には、古記に見える「此間」が「日本をさす」、「本令」が「唐令をさす」との指摘がある。

三、戸令31毘妻祖父母条

本条は、法律による強制的な離婚を意味する義絶について規定している。本条関連部分の令本文は、「及欲害夫者。」である。この本文に対して、『令集解』では、大宝令の注釈書である「古記」が引用されている。次にそれを引用する。

古記云。及欲害夫。謂或欲陷罪。或欲害身。皆是。於夫有止者。但自理訴者非。夫妻相毆者。若為処分。答。依關律。妻毆夫者徒一年。今欲害夫此輕。尚猶義絕。況已毆此重。何更生疑。其夫毆妻者。不在論限。唯依律科罪耳。問。諸条次妻并妾无文。若為処分。答。次妻与妻同。但妾者不載文。夫任意耳。一云。本令。妾比賤隸。所以不載。此間妾与妻同体。宜臨時量也。(三二〇頁)

本条該当部分は、妻が夫を害せんと欲した場合を規定している。古記は、鬪律（鬪訟律）を引用しながら、妻が夫を毆つた場合で徒一年の刑罰であるから、今問われている夫を害せんと欲する場合は、此より軽いにも関わらず、尚義絶の如くであると述べている。その後には、諸条の次妻と妾に関して規定が無いが、どのように処分するかとの問いに對して、次妻は妻と同じであるが、妾については、規定が無いと答えている。次に、古記引用の「一云」が見えているが、ここに「本令」と「此間」が対比して掲載されているのである。「本令」即ち唐令においては、妾は賤隸（隸屬民）に比せられて載せられないのに對して、「此間」即ち日本においては、妾は妻と同体であるから、宜しく臨時に量るべきであると述べている。唐国において、妾は良民では無くて隸屬民であるが、当時の日本では妾の地位は妻と隔たることが大きく無かつたことが窺える。ここに見える「此間」も日本国を意味すると解せられるであろう。

四、戸令32鰥寡条

本条は、鰥寡、孤独、貧窮、老疾と言つた弱者などの救済に関することを規定した条である。本文冒頭に「凡鰥寡。孤独。貧窮。老疾。不能自存。」とあり、この後に義解をはじめとして集解諸説が引用されている。その中に古記も引用されているが、その関連部分を次に引用する。

古記云。王制称。小而无父謂之孤。老而无子謂之独。老而无子妻謂之鰥。老无夫謂之寡。此四者。天民之窮而无告者也。釈名云。无妻曰鰥者。愁悒不寐。目恒鰥鰥然。故其字從魚。魚目恒不閉也。无夫曰寡。寡蹠也。単独之言。鰥或作矜同。蓋古今字異也。婦人亦无称鰥之文。其男子亦称寡。襄廿八年伝云。崔杼生成及強而寡。故爾雅无夫无婦。並謂之寡也。鰥寡之名。以老為称。其有乘得乃時為室家者亦同名焉。故舜年三十不娶。書云。有鰥在下曰虞舜。孔子対子張曰。舜父頑母嚚。无室家之端。故謂之鰥。謂鰥者无妻之名。不拘老少。但少者无妻。可以更娶。老則不復能娶。謂之天民之窮。故礼拳老老者言耳。詩云。何草不玄。何人不鰥。暫離室。尚謂之鰥。不老而无妻始称鰥矣。王制云。小而无父者。謂之孤。疏云。若如曲礼之注。謂未三十无父者孤。師説。今所云。孤是未十六以上。則有成入端。不復内極。故云。小而无父也。案礼并本令。以十六為中男。此間令。以十七為中男。即十六已下謂之孤耳。老而无子者謂之独。疏云。六十以上。无復生子之道。乃曰独。故曰老。而无子也。案此間法用。以六十一為老丁。即是。尚書曰。惇卿独。謂无兄弟也。老而无妻者。謂之鰥。跡云。亦謂六十以上也。陽氣已絶。不復更娶。故云老而无子。白虎通。鰥矜也。為人所矜。案亦以六十一為鰥也。老而无夫者謂之寡。疏云。謂五十以前也。閑房之年。故云老而无夫也。白虎通云。寡顧也。人之所顧也。軟弱人之所侵輕。上之所當顧也。案婦人五十以上无男者。以庶為嫡。又在出限。亦以五十以上為寡也。貧窮老疾。謂就上四人。不在別人也。老謂六十一以上。七十九以下也。八十以上即給侍人也。疾。謂在身廢疾以下并頓病之類。篤疾。即給侍人也。問。鰥寡孤独。貧窮不能自存。免課役以不。答。无免文。但臨時言上。聞報耳。(三二一・三二二頁)

古記引用中に「案礼并本令。以十六為中男。此間令。以十七為中男。即十六已下謂之孤耳。」とあり、この意味は、「礼(唐礼)並びに本令(唐令)を検討すると、そこには十六歳を以て中男と為す。此間令(日本令)では、十七歳を以て中男と為す。即ち十六已下、之を孤というなり。」となる。ここでも、唐令を意味する本令に対して、「此間」令が

対比されており、その意味は日本令を意味することになる。唐礼や唐令では、中男は十六歳以上二十歳以下の男子を意味するが、此間令即ち日本令に於いては、十七歳以上二十歳以下が中男となる。更に続く古記引用文「老而无子者謂之独。疏云。六十以上。无復生子之道。乃曰独。故曰老。而无子也。案此間法用。以六十一為老丁。即是。」の意味は、「老にして子無き者、之を独という。疏に云う。六十歳以上は復た子を生むの道無し。乃ち独と曰う。故に老と曰う。而して子無きなり。此間（日本）法用を案ずるに、六十一歳を以て老丁と為す。即ち是なり。」となる。ここでの「此間」の法用とは、日本の法律の使われ方を意味すると考えられる。

五、学令02大学生条

本条は、大学生と国学生の入学資格に関する規定である。令本文に「凡大学生。取五位以上子孫。及東西史部子為之。若八位以上子。情願者聽。」とある。この意味は、「大学生には、五位以上の子と孫、及び東西史部の子を取りなさい。若し八位以上の子が情に願うならば聴しなさい。」ということであろう。この本文に対する『令集解』の跡説の関連部分を次に引用する。

跡云。八位謂内八位庶子以上。何者庶子是為兵衛。外八位子。不異白丁故也。其勲一等子不載文。案本令。応蔭勲位子者充学生。此間令臨時量耳。（四四四頁）

この跡説に意味は、「八位は内八位の庶子以上を謂う。何とならば庶子は是、兵衛と為す。外八位子は、白丁に異ならざるの故なり。其の勲一等の子は文（規定）を載せず。本令（唐令）を案ずるに、勲位に蔭すべきの子は、学生に充てる。此間（日本）令は臨時に量るのみ。」となるであろう。ここでも、本令（唐令）と対比されており、「此間」は日

本を意味すると考えられる。

六、選叙令22職事官患解条

選叙令は全体として位階や官職とその授与などに関することを規定するが、本条は、職事官（一定の職掌を持つ官人）が病気やその他の理由によって解官（解任）となる場合に関して規定している。本条本文「凡職事官。患経百廿日。」に続く『令集解』引用令義解に「謂。併計假日。滿百廿日。即取考日之半。依唐令。百日為限。亦取考日半。若其所患既在殘疾以上。不可更出仕。量狀解官。不待百廿日也。」とある。本条該当部分の意味は、「職事官が患つて百廿日を経過した場合には」となり、この部分の義解に唐令の内容が引かれている。即ち、「患つて休職した日数の百廿日を計算する場合には、假日（休日）も併せて計算し、合計が百廿日に満ちた場合が、本条に該当する。即ち考日（考課令で考課の対象となるための必要出勤日数・二四〇日）の半分を取る。そして唐令の内容を引いている。唐令では、百日の患を限りとして解官している。唐朝での患による解官でも、同じく考日（二〇〇日）の半分を取っている。」とある。『令集解』本条では、義解に次いで「釈説」を載せている。今、関連部分を次に引用する。

釈云。毎月六仮及下番日。不在計限。或説。唐令云。百日不愈。此令云。百廿日不愈。還計百日之内六仮數。適廿日。故知所加廿日。正為毎月六仮。故假日不在在除限者。其理不安。何者。於長上而計假日者。番上人亦可計假日。今計百廿日内長上仮廿日。番上仮六十日。此其理不平。故依律。計見上日。可為百廿日。今檢律條。此間律輕唐律。故令亦加日數耳。案律。惣計月別六仮科罪。然則是亦无相違耳。於分番者。无有假日者。是法所立也。更无可計之。所以律條亦除下番日。衛士防人等。亦有下番。非是假日。又於官人有假日。於不官任人。不可有假日。是以案計六

仮。滿百廿日。得其理也。(四九六頁)

釈説の冒頭では、「毎月の六仮及び下番の日は計る限りに在らず。」としている。この部分は、「一ヶ月即ち三〇日の中の六仮（六日の中で一日が休暇という意味である。即ち、月に五日となる。）と下番（分番勤務する者が勤務に就かない時）の場合は、計る限りではない。」という意味であろう。「或説。」として、「唐令」と「此令」とを対比して引いている。ここでも、彼我の考日が唐で二〇〇日、日本で二四〇日であることを反映して、唐令では一〇〇日癒えない場合となり、此令（日本令）では一二〇日癒えない場合となっている。これに続く箇所は、「還りて百日の内に六仮（五日の出勤に対して与えられる休日）を計えて二十日を適とす。故に知る、加える所二十日、正に毎月六仮と為す。故に仮日は除限に在らずとは、其の理、安からず。何とならば、長上において仮日を計るとは、番上の人も亦仮日を計るべきである。今、百廿日内で計るに、長上仮廿日、番上仮六十日となる。此れ、其の理は平らかならず。故に、律に依り見上の日を計りて、百廿日と為すべきである。今、律条を検するに、此間律は唐律より輕し。故に、令亦日数を加えるのみ。律を案ずるに、月別六仮を總計して罪を科す。然らば則ち、是亦相違なきのみ。分番においては、仮日有ることなし。是、法の立つ所なり。更に、計るべきではない。律条が亦下番の日を除くゆえんである。衛士、防人などは、亦下番あり。是仮日にあらず。又官人においては、仮日あり。官に仕えない人においては、仮日あるべからず。是を以て案ずるに、六仮を計りて百廿日を滿すは、其の理を得るなり。」といった意味になる。

ここに見える律とは、衛禁律宿衛違仮条を指すと思われる。唐律が引用され、その前に「此間律」が見えるが、これは日本律を意味することは自明である。

七、繼嗣令02繼嗣条

本条は、家の繼嗣に関することを規定している。本文に「凡三位以上。繼嗣者皆嫡相承。若无嫡子。及有罪疾。立嫡孫。」とある。その意味は、「三位以上の繼嗣においては、皆嫡が相承せよ。若し嫡子がない場合、及び罪疾がある場合には、嫡孫を立てよ。」となる。この本文に対する集解中に、「古記」が引用されている。次にその関連部分を掲げる。

古記云。問。立嫡。未知。具分析。答。分財条。具說訖。然復重說。案封爵令。公侯伯子男身存之日。不為立嫡。亡之後嫡襲爵。庶子聽任宿衛也。襲爵嫡子。无子孫而身亡者除国。更不及兄弟。此間之法文見在。立嫡子。若嫡子亡。及有罪疾。立嫡孫。无嫡孫者以次立嫡子。案文。見在日。以次立嫡可得。又父未立嫡亡者。官依法令立嫡。但父先立嫡。嫡身亡。更未立之間。父身亡。并父立已訖。身亡未分財。及不被蔭之間。嫡子身亡。及有罪疾者。更不立嫡。(五二二頁)

古記説の関連部分は、「立嫡とは未だ知らずとの問いに対して、分財条が具に解き訖わると答え、然し復重ねて説くとして、唐の封爵令を引用して、公侯伯子男の身分の者が身存するの日には立嫡を為さず。亡ずるの後に嫡が爵位を襲う。庶子は宿衛に任ずるを聴すなり。襲爵の嫡子、子孫なくして、身亡ずるは国を除く。更に兄弟に及ばず。此間の法文、見在にて嫡子を立つ。若し嫡子亡じ、及び罪疾有れば嫡孫を立つ。」という意味となろう。ここでは、唐令中の封爵令が引用されている。日本令には無い編名である。これは、爵号の繼承法を規定するが、日本の繼嗣令は家の繼承のために規定されている。唐において公侯伯子男の身分の者が爵位を繼承する場合、身が存する日には立嫡されない。これに対して「此間」の法文においては、家を繼承する場合、見在（身が存する日）にて嫡子を立てることが出来る。ここには「封爵令」と「此間之法」が対比されているが、「此間」が日本を意味することは明らかであろう。

八、禄令編目名

禄令第十五と編目名があり、その集解に引く「穴説」に、「穴云。受食謂之禄也。唐以粟充。此間以絶替耳。」（六五三頁）とある。穴説は、食を受けることを禄というと解釈しており、唐は粟を以て充て、「此間」は、絶（あしぎぬ・粗製の平織り絹布）を以て替えるとする。ここに見える此間も唐との対比からして、日本の意味となるであろう。

九、宮衛令04開閉門条

本条は、諸門の開閉に關することを規定した箇条である。本条本文冒頭に「凡開閉門者。第一開門鼓擊訖。即開諸門。第二開門鼓擊訖。即開大門。」と見える。これは、「門の開閉においては、第一開門鼓を擊訖らば、即ち諸門を開けよ。第二開門鼓擊訖らば、即ち大門を開けよ。」という意味である。その後、集解には諸説が引用されているが、今「古記」説を次に引用する。

古記云。大門。謂大極殿及朝堂当門也。自余称諸門者。此間宮門相当難知。隨時所用耳。（六七七頁）

古記によれば、「大門とは大極殿及び朝堂当門をいう。自余は諸門と称する。此間の宮門は相当知り難し。時に隨いて用いる所なり。」ということである。ここでは、唐の諸門に關する制度は引用されていないが、ここに見える「此間」も日本という意味に解されるであろう。

十、衣服令05朝服条

本条は、官人が朝廷へ出仕する時に着用する朝服に関する規定である。今関連する部分を引用すると、「朝服 一品以下五位以上。並皂羅頭巾。衣色同礼服。牙笏。白袴。金銀装腰帶。白襪。烏皮履六位。深緑衣。七位。浅緑衣。八位。深縹衣。初位。浅縹衣。」である。集解では、この後に「私」として、「大同元年十月七日格」を引いている。次にそれを掲げる。

大同元年十月七日格云。太政官符。应改七位初位当色事。右被右大臣宣稱。奉勅。今聞。漢家之制。略異此間。緑縹之浅。不著当色。知而不改。服制无節。蕃客朝覲。如見之何。宜七位者同著深緑。初位者共服深縹。自今以後。立為恒例。(七四〇頁)

この格の目的は、朝服の色彩を、七位では浅緑から深緑へ、初位では浅縹から深縹へと改めることにある。その中に、今聞くとして「漢家の制、略此間と異なる。緑縹の浅きは、当色を著さず。」と述べている。ここに見える「漢家の制」とは、唐朝の制度を意味していると考えられる。そしてその後に見える「此間」とは、ここでも日本を意味するであろう。即ち、大同元年の段階で、それまでの衣服令の規定を、当時最新の唐朝の規定に合わせたと考えられるのである。

十一、衣服令13武官礼服条

本条は、武官の礼服に関する規定である。その「古記」に次の如く見える。

古記云。綏。謂此間俗意以可氣也。(七四八頁)

綏とは、武官の冠の左右につける飾りで「おいかけ」と読む。別に老懸とも書く。音では、ずい、に、などと発音する。古記が、「此間」の俗「意以可気」というのは訓読みを示していると思われる。ここでも、此間は日本の意味とならう。

十二、營繕令17堤内外条

營繕令は建物などの营造や製作に関することを規定するが、本条は同令の最終条で堤防に関することを規定している。短文であるので、令本文を全て引用すると、「凡堤内外并堤上。多種榆。柳。雜樹。充堤堰用。」となる。その意味は、「堤の内外並びに堤上には、多く榆、柳、雜樹を植えて、堤堰の用に充てよ。」となる。令本文「雜樹」に次いで集解に引用された古記を次に示す。

古記云。堤。都笑反。説文。堤塘也。管子。作樹以荆棘是也。榆。謂此間俗称爾禮木也。(七六九頁)

「古記」は、堤の発音を反切で示し、漢籍の『説文』や『管子』を引いて堤や樹を説明している。次いで、「榆。謂此間俗称爾禮木也。」とするが、これは、榆が「此間」の俗では「爾禮木（これのき）」ということ述べている。前に漢籍の引用があることを受けて、此間といったと思われ、これが日本を意味することは明らかであろう。

また令本文「充堤堰用。」に対する集解諸説の中にも「古記」が引用され、ここにも「此間」が見える。今、関連部分に引用する。

古記云。堰。於建反。左氏伝。規堰瀦。杜預曰。堰瀦下湿之地也。野王案。堰所以蓄水也。堰。謂防一種。此間俗謂川與奇也。堰。謂井塞。(七六九頁)

古記は、堰について、『左氏伝』などの漢籍を引用して注釈している。その後で、「此間」の俗として堰のことを「川與奇」というとしている。ここでも漢籍と対比して此間を用いており、これも日本を意味するであろう。日本での堰は「井塞」（いせき）というともあるから、俗に称して「川せき」といったかと思われる。

十三、公式令42給駅伝馬条

公式令は、公文書の様式などの公事に関して規定している。本条は、駅馬と伝馬に関する規定である。本条本文前半は次の通りである。

凡給駅伝馬。皆依鈴伝符尅数。親王。及一位。駅鈴十尅。伝符卅尅。三位以上。駅鈴八尅。伝符廿尅。四位。駅鈴六尅。伝符十二尅。五位。駅鈴五尅。伝符十尅。八位以上。駅鈴三尅。伝符四尅。初位以下。駅鈴二尅。伝符三尅。皆数外。別給駅子一人。（八五三・八五四頁）

駅馬や伝馬を利用する場合、親王や一位以下の官人は、身分や位を基準として、駅鈴や伝符の尅数により、尅数一について馬一匹が給せられることになっていた。右に掲げた本文の末尾に、「皆数外。別給駅子一人。」とあり、駅馬のほかに、別に駅子一人が給された。この後に『令集解』では、諸説が引用されている。今、関連部分を次に掲げる。

釈云。数外別給駅子一人。唐令。駅子者。駅馬引導駅家一人耳。何者。駅使鞍具宿具及束身調度。一事以上駅家准擬。故除駅子外。更无従人。此間駅使除飲食外一事以上例必隨身。是以称駅子者。馬一疋并子一人。彼此駅子文同意殊耳。一云。文称駅子一人。即知人也。文称皆字。故知。伝子亦給一人耳。古記云。問。皆数外。別給駅子一人。未知。駅子。馬歟。人歟。又伝若為処分。答。有馬而人従。故称駅子。又伝者別不給。本令。別給駅子。謂引導之

人。此間作馱。(八五四・八五五頁)

釈説は、唐令を引いて、「馱子とは馱馬が馱家の一人を引導するなり。」としている。また、唐令においては、「馱使の鞍具、宿具、及び束身の調度は、一事以上を馱家が准擬(準備)するからである。故に馱子を除くの外、更に従人なし。」と解釈している。それに対して、「此間」では、「馱使は飲食を除くの外、一事以上の例、必ず隨身あり。是を以て馱子と称すは、馬一疋、並びに子一人なり。彼此の馱子、文同じくして、意殊なれり。」である。ここに見える「此間」は日本を意味し、また「彼此」とは、まさに唐と日本ということになる。右の引用では、釈説に続いて古記説も見えている。その中で「本令。別給馱子。謂引導之人。此間作馱。」の意味は、「本令では、別に馱子を給するが、それは引導の人をいうが、此間では、(馱子は)馱を作るをいう。」となる。ここでも、本令は唐令を示し、此間が日本令を指すことは明らかであろう。

十四、厩牧令06牧牝馬条

本令は官馬牛などに関することを規定するが、本条は牧馬牛の増殖数に関する規定である。本条本文は、「凡牧牝馬。四歳遊牝。五歳責課。牝牛三歳遊牝。四歳責課。各一百毎年課駒犢各六十。其馬三歳遊牝而生駒者。仍別簿申。」とあるが、その前半の意味は、「牧の牝馬は四歳にして遊牝(交尾)せよ。五歳にして課を責めよ。牝牛は三歳にして遊牝せよ。四歳にして課を責めよ。各一百に年ごとに駒犢各六十を課せよ。」となる。この本文に対する集解には、「古記」説が引用されている。今、関連部分を次に掲げる。

古記云。各一百毎年課駒犢各六十。課。謂計牝為百也。然本令。馬牛以百廿為群。若疑廿。此牝所謂父馬哉。此間

以百為群。計牝不足百。又不合通計他群。案雜律。亡失官物以十分論。不足十分當一分論。九事為九分之類。又厩庫律。新任不滿一年而有死失者。惣計一年之內。月別應除多少。准折為罪也。即知。以十分論合為課除。計牝十課。駒犢各六也。(九一九頁)

古記説は、「各二百每年課駒犢各六十。」の令本文に対して、課とは牝を計りて百となすなり。然り、本令は馬牛百廿を以て群れとなす。若し疑うらくは廿、此れいわゆる父馬か。此間、百を以て群れとなす。牝を計りて百に足らざれば、又他群を通計すべからず。」と述べている。本令即ち唐令では、馬牛は百廿を以て群れとなすのに対して、此間即ち日本では、百を以て群れとなし、牝が百に足らざる場合には、又他群のものを通計すべきでないとしている。この場合も、唐令を意味する本令に対して、此間が日本を意味することは明瞭であろう。

十五、厩牧令24闕遺物条

本条は、拾得物の届け出などに関する規定である。令本文の冒頭には、「凡闕遺之物。五日内申所司。」とある。その意味は、「闕遺之物、即ち拾得物を発見した場合には、五日内に諸司に申告せよ。」となる。これに対する集解釈説の闕遺部分を次に示す。

釈云。所司。京職及国司也。此条称闕遺物者。広及財物。何者。唐厩牧令。及捕亡令。並无送司日限故。雜律義云。五日内未送官者。科違令者。即知。唐令意。得即送所司。不得経日。此間令。立闕遺之物。五日内申所司之文。即知。非独為闕畜。然則。闕畜及財物。五日内者不可坐。満五日後。乃以失亡乃坐贓論耳。(九三七頁)

釈説に依れば、「所司とは、京職及び国司なり。此の条が闕遺物と称するは、広く財物に及ぶ。何となれば、唐の厩

牧令、及び捕亡令は並びに送司の日限なきの故なり。雜律義に云う。五日内未だ官に送らざれば、違令を科す。即ち知る。唐令の意は、得て即所に所司に送り、日を経るを得ず。此間令では、闕遺の物（拾得物）は、五日内に所司に申すの文なり。」とある。ここでも、唐令を受けて、此間令の語彙が使用されているが、その意味する所は、日本令をということになる。

十六、仮寧令10官人遠任条

本令は、官人の休暇に関する規定である。本条は、遠隔地の国司らが父母の喪に解官すべき場合の規定である。解官すべき場合は、「申官処分。」となる。本文に対する義解には、「官、更に奏聞すという。」とある。太政官は更に天皇に奏聞するのである。この部分には、現存本『令集解』テキストには、「私家。上二家申所司。所司申任所。然則。此間文申官者。任所申。抑人異説。」（九五二頁）の夾注が附されている。その意味は、「私に案ずるに、上二家、所司に申し、所司は任所に申す。然らば則ち、此間の文、官に申すは、任所の申す所なり。抑も人説を異にす。」となる。ここでは、唐令そのものの引用はないが、「此間文」というのは、日本令の規定ではということを示すと思われる。

十七、喪葬令07官人從征条

喪葬令は、陵墓や葬儀などに関することを規定している。本条は、官人が征討や駕行、及び使人である時に死亡した場合、殯斂調度を支給することを規定している。本条集解には、古記説が引用されている。次に同説を掲げる。

古記云。皆給殯斂調度。謂不限高下給之。其數從別式。賻物亦与京官同。郡司五位亦同。六位以下不合。又京官六位以下。不給殯斂調度也。問。外官不限高卑。皆給殯斂調度并賻物。京官六位以下。給賻物。唯殯斂不給。若為其理。答。外官所以殯斂給者。以去家懸遠故加給耳。問。然者外官任土人。若為処分。答。案戸婚律。監臨之官。娶所監臨女為妻者。杖八十。即任土人勿論。又檢本令。送葬堪者不給。然此間広給耳。問。无位長上給不。答。文称依位給。无位不合給。然今行事不知。問。国史生若為。答。同京官史生。不限有位无位。皆給殯斂調度也。(九六四頁)

古記説は、京官の六位以下に殯斂調度を給しないことについて問答をしている。その議論の後に、「又檢本令。送葬堪者不給。然此間広給耳。」と述べている。この意味は「又、本令を検するに、葬を送るに堪える者は給せず。然して此間は広く給するのみ。」ということであろう。本令は唐令を指し、此間は日本をいうことはこれまた自明である。

十八、喪葬令08親王一品条

本条は、親王以下に給すべき葬送具について規定している。本条によれば、親王一品は方相と輜車を給わる。本文に對する古記説を集解により引用すると、次の通りである。

古記云。方相。謂蒙熊皮。黄金四目。玄衣朱裳。執戈揚楯。所以導輜車也。此間俗。大人方也。輜車。謂送屍車也。音如之反。一云。輜。謂葬屋也。車。謂載輜之車。下文見也。(九六四頁)

古記説によれば、「方相氏は、熊皮をかぶり黄金の目四つの面をつけ、玄い衣で朱い裳の衣装を着て、戈と楯を持って、輜車(屍を送る車)を導く。此間の俗は、大人方である。」とある。方相氏については、集解に見える釈説に「周

礼』を引用して説明している。ほぼ、古記と同文である。ここでは、方相氏についての、漢籍を引用して説明し、それとの対比で「此間」の俗が紹介されている。故に此間はここでも日本を意味するであろう。尚、「大入方」の意味はよく分らない。

十九、喪葬令13身喪戸絶条

本条は、戸絶で親族がない場合の財産処置に関する規定である。今、集解に引用する古記説を次に掲げる。

古記云。問。身喪戸絶无親者。未知。戸内有寄口并女。若为处分。又於有親者若为。答。紀氏傍通云。身喪戸絶者。所有部曲奴婢店宅資財。並令近親將營葬事及功德之外。余並入女。无女均入己次近親。若亡人存日。自有遺处分。有証驗者。不用此令。唯此間法用。有女従夫戸。并同戸内无分財良口有者。更不加檢校。然无女者。家人奴婢悉合従良。又親属別籍異財者。不限遠近。与四隣五保行事同。財物營尽功德。家人奴婢者。放为良人。唯父祖奴婢家人分得者。須還本宗。何者。妻家所得奴婢为還本宗故。財物見余亦同。以外不合。其祖父母父母有者。雖有別籍異財。更不令加檢校。外祖父母亦同。何者。五月服以上親存日。侵損其身不得告言故。(九六八・九六九頁)

古記説は、「身喪戸絶无親者。」の本文を引いて、戸内に寄口並びに女がある場合や又親がある場合にどのように処分するかを問うている。その答えとして、唐代の法律書と思われる『紀氏傍通』を引用している。その内容は、「身喪し、戸絶えた場合には、有する所の部曲や奴婢、店宅資材は、並びに近親をして葬事及び功德(死者の供養)を営ましむべきの外、余は並びに女に入れよ。女がない場合には、均しく己の次の近親に入れよ。若し、亡人存するの日、自ら遺処分有りて証驗有らば、此の令を用いず。」ということであろう。古記説は、この法律書の引用に続いて、「唯此間法

用」と述べている。その意味は、唐国においては「不用此令」であったが、此間即ち日本においては本条を適用するということになろう。ここでも、唐代の法律書を対比しながら、日本の意味で「此間」の語彙が用いられていると考えられる。

おわりに

万葉集を代表する歌人である柿本人麻呂の長歌を次に示す。

玉手次 畝火之山乃 檀原乃 日知之御世從 阿礼座師 神之盡 樛木乃 弥繼嗣尔 天下所知食之乎 天尔満
倭乎置而 青丹吉 平山乎超 何方 御念食可 天離 夷者雖有 石走 淡海國乃 樂浪乃 大津宮尔 天下 所
知食兼 天皇之 神之御言能 大宮者 此間等雖聞 大殿者 此間等雖云 春草之 茂生有 霞立 春日之霧流
百磯城之 大宮處 見者悲毛 (国歌大観番号二九番、以下同)

この長歌には、「大宮者 此間等雖云 大殿者 此間等雖云」と見える。この歌の詞書は、「近江の荒れたる都を過ぐる時、柿本人麻呂の作る歌」である。ここに見える「此間」は、日本を指すのではなく、明らかに「近江の荒れたる都」即ち「近江大津の宮」を指している。人麻呂の時代に於いて、「此間」が常に「日本」を意味した訳でないことも明白である。

また万葉集の巻十にある作者不詳の歌「百磯城之 大宮人者 暇有也 梅乎挿頭而 此間集有」(一八八三番)の歌にも、「此間」が見えている。この場合も、日本を意味するというよりは、大宮人が徘徊する都を指して使用されていることははっきりしている。

平安時代中期に源順によって編纂された辞書『和名類聚抄』には、「承塵」の語に対して「積名云、承塵（此間名如字）施於上承塵土也」と記している。この双行注に此間が見えているが、この場合も後漢時代に劉熙が著した辞典である『釈名』という漢籍を受けて、日本ではという意味で「此間」の語彙を用いていると考えられる。

奈良・平安時代の日本に於いて、「此間」の語彙は多様な意味で用いられたことが窺えるが、右に見たように、『令集解』に見える「此間」十九ヶ条二十二ヶ所に検討を加えたことにより、此間という漢語が集解という平安時代の日本令注釈書において、どのように使われていたのかが判明したといつてよいであろう。奈良・平安時代前後に使用された「此間」という漢語の用法としては、明瞭に唐令を引用した後に、日本令を意味して使用される場合、唐代の法律書と対比して日本の制度として使用される場合、漢籍の引用の後にそれと対比して日本の慣例として「此間俗」などとして使用される場合などがあつた。いずれにしても、「此間」という漢語が、隋唐律令を母法とする継受法である日本律令の注釈書において、常に母法としての意味を持つ本令（唐令）や唐国の制度や規範などを意識して使用され、「日本」という意味を担って使用されていたことは明瞭である。

（平成二十八年丙申九月二十五日稿）

附記

本稿は、関西学院大学にて月例で開催される『令集解輪読会』に於いて、小生が担当した部分に「此間」の語彙があつたことが機縁となり草されたものである。輪読会に常に参加されている関西大学名誉教授奥村郁三先生からは、『此間』の問題」と題する『令集解』全編にわたるメモをご提供頂き、大きく啓発して頂いた。厚く御礼申し上げます。